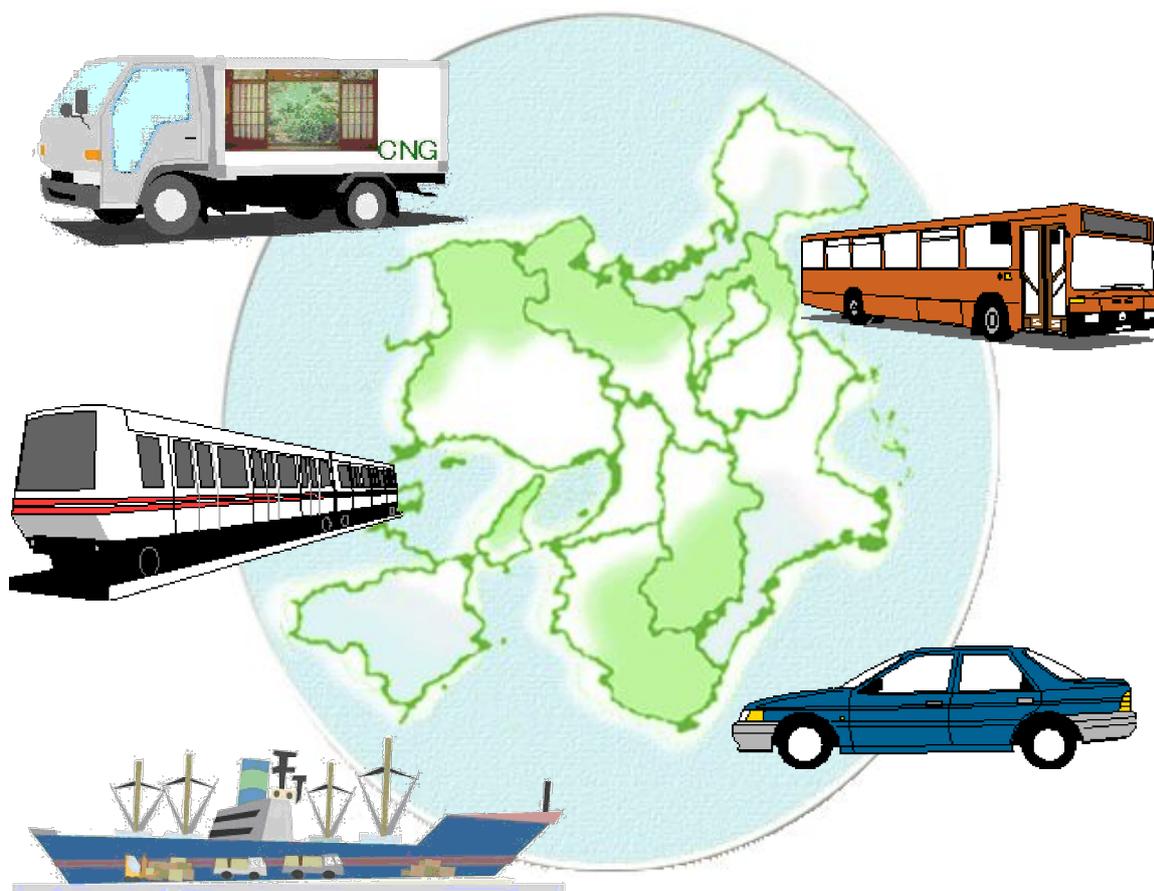


平成21年度  
交通環境対策アクションプラン



近畿運輸局  
神戸運輸監理部

## 目 次

まえがき	1
平成21年度交通環境施策の重点事項	2
交通環境対策の4本の柱	3
I. 地球温暖化問題への取り組み	4
1. 自動車交通対策	4
(1) 低公害車の普及等	4
①自動車グリーン税制・自動車重量税等の減免の活用	
②環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度の活用	
③近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進	
(2) 交通流対策	7
①連続立体交差化事業の推進	
2. 環境負荷の小さい交通体系の構築	8
(1) 公共交通機関の利用促進	8
①地域の公共交通の活性化・利用円滑化	
1) 地域公共交通の活性化・再生の推進	
2) 公共交通活性化総合プログラムの策定	
3) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業及び公共交通移動円滑化 対策事業の推進	
②国土交通省環境行動計画モデル事業（E S Tモデル事業）の支援	
③低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進	
④バリアフリー施策の推進	
1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2) 基本構想策定支援	
3) バリアフリー教室の開催	
4) 交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰制度の創設	
(2) モビリティ・マネジメントの推進	11
①モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進	
②エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）	
(3) モーダルシフト、物流の効率化等	12
①グリーン物流パートナーシップ推進事業促進	
②グリーン物流セミナーの開催	
③流通業務総合効率化事業の推進	
④多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進	
⑤3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の促進及び人材育成の推進	
⑥物流効率化にかかる調査及び事業	
(4) 環境に優しい事業運営の推進	14
①運送事業者のグリーン経営の推進	
②EMS（エコドライブ管理システム）の普及・支援	
③自動車整備事業者等に対する顕彰	
④優良自動車運送事業者に対する顕彰	
⑤省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取組の推進	
⑥スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進	

⑦船舶版アイドリングストップの推進	
⑧環境対策支援セミナーの開催	
(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰制度の創設	16
(6) 総合学習等による啓発活動の推進	16
①総合学習講座及び出前講座	
1) 近畿運輸局の取組	
2) 神戸運輸監理部の取組	
②海の交通エコロジー教室	
③エコドライブの啓発	
3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	18
(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	18
II. 大気汚染問題への取り組み	19
1. 次世代自動車の導入促進	19
(1) 低公害車普及促進対策費補助制度等による導入促進	19
(2) CNGスタンドの設置及び利用促進	20
(3) 普及啓発活動の推進	20
2. 自動車NO <sub>x</sub> ・PM法に基づく事業者指導の実施	20
3. ディーゼル車の点検の実施等	22
(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施	22
(2) 市民黒煙モニター制度の活用	22
4. 街頭検査の実施	22
5. 国道43号等の沿道における環境改善	22
(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施	23
(2) 迂回運行の要請	23
(3) 幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組み	23
6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施	23
III. 循環型社会の形成に向けた取り組み	24
1. 自動車リサイクルの円滑な推進	24
(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	24
(2) 自動車整備事業者における対応	24
①自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進	
②自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導	
2. FRP船リサイクル	25
①FRP船リサイクルの啓発活動	
IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	26
1. 海洋汚染問題への取り組み	26
①外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化	
②海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
③廃油処理事業者への指導	
④油濁防止管理者養成講習の実施	
⑤入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2. プレジャーボート関係環境対策	27

## まえがき

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであります。地球温暖化対策は、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであり、その意味で1997年の京都議定書の採択は転換点となるものであります。

京都議定書では、気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な温室効果ガスの排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束しており、平成21年度(2009年)は、その京都議定書の第一約束期間の2年目の年です。現在、CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガスの排出量を基準年(1990)に対して、2008年～2012年までに6%削減することを目指し、さまざまな取り組みが展開されています。これと並行して、2013年以降の国際的な約束(いわゆる「ポスト京都議定書」)の枠組み作りに向けた議論が本格化しており、本年6月には、2020年までの中期的な削減目標が決定される予定です。

国土交通省は、美しく良好な環境の保全・再生・創造を国土交通行政の最重要テーマの一つとして、積極的な取り組みを行ってまいりました。「環境行動計画2008」では、「環境と経済・社会を統合的に向上させていくという視点」、「総合的・連携性という視点」、「人や企業の行動に働きかけるという視点」及び「面的広がり(圏域)、時間的広がり(時間軸)の視点」の4つの視点を基本的な考え方とすることにより、国土交通行政のグリーン化の定着を目指すことを掲げています。

このような状況の中、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、国民の期待に応えるため近畿地域における交通環境問題に対して真摯に向き合い、関係自治体、関係団体等と連携し、CO<sub>2</sub>等の削減目標を達成するため、交通関係の削減対策を行ってまいります。

## 平成21年度交通環境施策の重点事項

### 1. 環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度の活用（新規）・・・P5～6

環境性能の改善が進んできた最新の車の需要減、自動車ユーザーの保有期間の長期化への対応は、環境対策の観点から重要であり、裾野の広い自動車産業の活性化は、景気の早期回復のためにも不可欠であります。

このような状況の中、環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進し、併せて自動車重量税及び自動車取得税の減免の活用を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目指します。

### 2. エコ通勤の推進（継続）・・・P12

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、国土交通本省が6月に立ち上げる「エコ通勤優良事業所の認定制度」（仮称）の普及啓発に努めます。

### 3. 多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進（新規）・・・P13

空港等の物流拠点周辺や都市部など物流が輻輳した地域等において、荷主、物流事業者、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が輸送ルートの集約、輸配送の共同化等、物流効率化対策を連携して講じる取り組みを支援します。

### 4. 省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取組（新規）・・・P15

運輸部門の環境対策として、陸上輸送から環境負荷の小さい海上輸送へのモーダルシフトの推進は喫緊の課題となっています。

その受け皿であるフェリーなど内航海運の設備改善、省エネ運航等の実証実験による運航の効率化を図るほか、高速道路料金引き下げの影響の大きい航路で、フェリーに利用をシフトさせるための実証事業を行い、輸送サービスの向上等その普及を図ります。

### 5. 低公害車普及促進対策（拡充）・・・P19

「次世代自動車導入加速モデル事業」により、排ガス中の黒煙がゼロのCNG車、通常のディーゼル車に比べ2割程度燃費を改善しているハイブリッド車、ゼロエミッションの電気自動車の普及に適し、かつ、環境対策に関心の高い先進的な地域において、集中的かつ計画的な次世代自動車の導入及び次世代自動車導入に向けた環境整備を実施し、更なる導入加速を図ります。なお、平成17年度より「CNG車普及促進モデル事業」を促進してきましたが、「次世代自動車導入加速モデル事業」では対象車種を拡充し、次世代自動車の一層の普及を図ります。

## 交通環境対策の4本の柱

近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、交通環境対策として、以下の4本の柱を軸に「近畿における交通環境対策アクションプラン」を策定し、積極的に取組を展開します。

### 地球温暖化問題への取組

- ・低公害車の普及等
- ・連続立体交差化事業の推進
- ・地域の公共交通の活性化・利用円滑化
- ・ESTモデル事業の支援
- ・低炭素地域づくりの推進
- ・バリアフリーによる公共交通利用促進
- ・エコ通勤の推進
- ・グリーン物流の推進
- ・環境に優しい事業運営の推進
- ・総合学習等による啓発活動の推進
- ・改正省エネルギー法による省エネ対策の推進



### 大気汚染問題への取組

- ・CNGトラック・バス等の導入促進
- ・NOx・PM法に基づく事業者指導の実施
- ・ディーゼル車の点検の実施等
- ・街頭検査の実施
- ・国道43号等の沿道における環境改善
- ・船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施



### 循環型社会の形成に向けた取組

- ・自動車リサイクルの円滑な推進
- ・FRP船リサイクルの普及啓発



### 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

- ・海洋汚染問題への取組の実施
- ・プレジャーボート関係環境対策の推進



なお、平成21年度交通環境対策アクションプランについては、平成21年度補正予算案の可決・成立が前提となっているものがあります。

## I. 地球温暖化問題への取り組み

地球温暖化は全世界的な問題であり、早急な対策が必要である。

京都議定書目標達成計画（平成17年4月策定、平成20年見直し）及び地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月）等に基づき、運輸部門においてもCO<sub>2</sub>の削減が必要となっている。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、平成18年4月1日に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、エネルギー使用の合理化を図る。

### 1. 自動車交通対策

#### (1) 低公害車の普及等

##### <近畿地区における低公害車導入目標>

国土交通省、経済産業省及び環境省は、平成13年7月に「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、平成17年度末までに全国で1,000万台以上の低公害車を普及させることを目標とした。これを受けて、近畿地区（近畿2府4県及び福井県）においては150万台以上を目標として「近畿低公害車導入促進協議会」を中心に普及活動に努めた結果、同年度末の低公害車保有車両数は約190万台を記録し目標を達成した。

同協議会では、さらに低公害車の普及を推進するため、平成18年6月の総会において、短期目標として平成18年度末に230万台、中期目標として平成20年度末に300万台の近畿地区の低公害車導入目標を設定し、普及活動を展開してきたところであるが、平成18年度末の実績は223万台と短期目標に僅かに及ばず、6ヶ月遅れて平成19年9月末に達成することが出来た。今後も、目標の達成に向けて普及活動を強化していく必要がある。

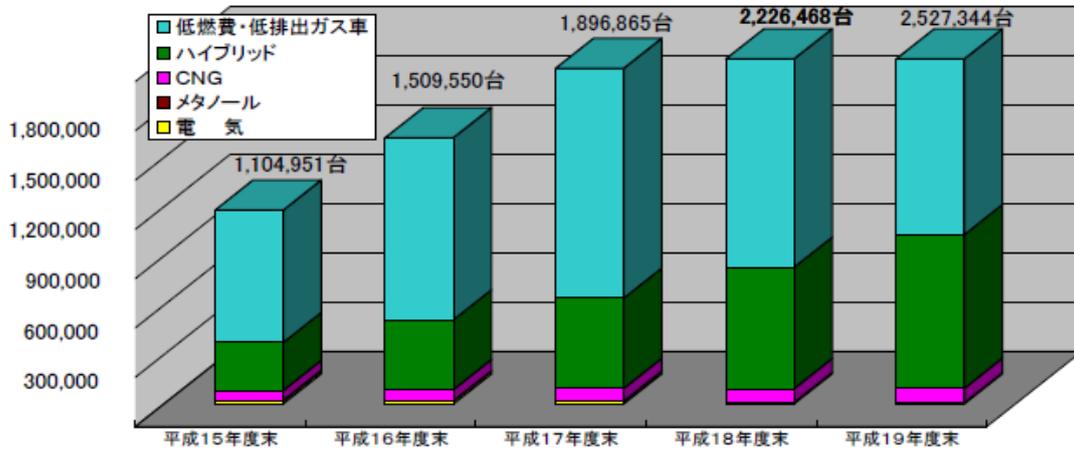
#### 低公害車

低公害車には次の種類がある。（低燃費かつ低排出ガス認定車を含む）

電気自動車	燃料電池自動車	圧縮天然ガス（CNG）自動車	メタノール自動車	ハイブリッド自動車
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガスはゼロ</li> <li>・航続距離が短い</li> <li>・軽自動車を中心に普及</li> <li>・充電スタンドが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素と酸素の化学反応により発電し、原理的には水のみを排出する環境に優しい究極の低公害車</li> <li>・水素スタンドが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子状物質（PM）は排出せず、窒素酸化物（NOx）は7割以上低減</li> <li>・バス・トラックを中心に普及</li> <li>・天然ガススタンドが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子状物質（PM）は排出せず、窒素酸化物（NOx）は5割以上低減</li> <li>・トラックを中心に普及</li> <li>・メタノールスタンドが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内燃機関とモーターの2つの動力源を持つ</li> <li>・ディーゼルを内燃機関とするハイブリッドバス・トラックにあってはNOx・PMとも減少</li> <li>・新たなインフラ整備の必要がない</li> <li>・乗用車、バス、トラックに普及</li> </ul>
				

I. 地球温暖化問題への取り組み

近畿地区(福井県を含む)における低公害車数の推移



自家用車・事業用車

単位:台

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
電気	178	173	164	77	66
メタノール	2	0	0	0	0
CNG	4,011	4,582	5,148	5,627	5,868
ハイブリッド	19,451	28,331	36,626	49,249	62,347
低燃費・低排出ガス車	1,094,894	1,498,874	1,885,466	2,214,407	2,514,761
近畿計	1,104,951	1,509,550	1,896,865	2,226,468	2,527,344

※ハイブリッドには低燃費かつ低排出ガス認定車以外も含むため、合計値は一致しない。

① 自動車グリーン税制・自動車重量税等の減免の活用

低燃費・低排出ガス認定車等に係る自動車グリーン税制(自動車税)及び本年度から始まった自動車重量税・自動車取得税の減免を活用して、低公害車の普及促進を図る。

グリーン化(自動車税)及び低燃費かつ低排出ガス車に係る特例措置

軽課  
・  
軽減

適用期間:平成20年4月1日～平成22年3月31日

対象:①電気自動車(燃料電池自動車を含む)、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車  
→自動車税:概ね50%軽減  
②普通自動車、小型自動車であって、一定の基準を満たしたもの  
→自動車税の軽減は以下の表による

<軽課・軽減対象等>

	平成22年度燃費基準 +15%、+20%達成車	平成22年度燃費基準 +25%達成車
☆☆☆☆車  (注1)	(自動車税) 税率を概ね25%軽減	(自動車税) 税率を概ね50%軽減

(注1) ☆☆☆車:平成17年排出ガス基準から75%以上低減した乗用自動車等

I. 地球温暖化問題への取り組み

# [自動車重量税][自動車取得税] が免除・軽減されるエコカー

	次世代自動車*	低燃費・低排出ガス認定車 (乗用車・軽自動車等)		重量車 (車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等)	
	電気自動車 (燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル自動車 ハイブリッド自動車 天然ガス自動車	5排出ガス車 平成17年排出ガス基準値 75%軽減達成車 & 平成22年度燃費基準値 25%以上達成車	5排出ガス車 平成17年排出ガス基準値 75%軽減達成車 & 平成22年度燃費基準値 15%・20%以上達成車	平成21年 排出ガス規制適合車 & 燃費基準達成車 平成27年度 燃費基準達成車	5排出ガス重量車 平成17年 排出ガス規制適合 平成27年度 燃費基準達成車
自動車重量税	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減
自動車取得税 (新車に限る)	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減

② 環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度の活用

環境性能の改善が進んできた最新の車の需要減、自動車ユーザーの保有期間の長期化への対応は、環境対策の観点から重要であり、裾野の広い自動車産業の活性化は、景気の早期回復のためにも不可欠である。

このような状況の中、環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目指す。

◇ 乗用車(登録車・軽自動車)及び重量車(トラック・バス等)について、以下の対策を実施します。

① 経年車の廃車を伴う新車購入補助

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助。

<乗用車> (登録車・軽自動車)

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から平成22年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

<重量車> (トラック・バス等)

要件	小型(GVW3.5tクラス)	中型(GVW8tクラス)	大型(GVW12tクラス)
車齢13年超車から新長期規制適合車へ	40万円	80万円	180万円

新車に求められる環境要件

乗用車については燃費性能、重量車については排気ガス性能が以下のとおり求められます。

<乗用車> 燃費性能:平成22年度燃費基準達成車

<以下のいずれかのステッカーが貼付されている>



※ディーゼル車については平成17年度燃費基準達成車

<重量車> 排ガス性能:新長期規制適合車



I. 地球温暖化問題への取り組み

② 新車購入補助(経年車を廃車しない場合)

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対する補助。

<乗用車> (登録車・軽)

要件	登録車	軽自動車
排気ガス性能4☆かつ平成22年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

<重量車> (トラック・バス等)

要件	小型(GVW3.5tクラス)	中型(GVW8tクラス)	大型(GVW12tクラス)
平成27年度燃費基準達成車かつNOx又はPM+10%低減	20万円	40万円	90万円

新車に求められる環境要件

乗用車、重量車ともに燃費性能及び排気ガス性能が以下のとおり求められます。

<乗用車> 排気ガス性能4☆かつ平成22年度燃費基準+15%以上  
 <燃費基準は以下のいずれかのステッカーが貼付されている>



※ディーゼル車については平成17年度燃費基準となります。

<重量車> 平成27年度燃費基準達成車かつNOx又はPM+10%低減



◆平成21年4月10日※にさかのぼって適用されます。  
 ※政府・与党の「経済危機対策」の発表日

③ 近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進

近畿低公害車導入促進協議会(構成員:国、地方自治体、関連団体、エネルギー供給者等)において低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般にPRする。

(2) 交通流対策

① 連続立体交差化事業の推進

引き続き連続立体交差化事業を推進し、踏切の除去により周辺道路の渋滞緩和を図る。

路線名	事業区間		除去予定踏切数	完成年度
	区間名	キロ数		
近鉄 奈良線	八戸ノ里～瓢箪山	3.3km	9箇所	23年度
南海 本線 本線 高師浜線	北助松～忠岡	2.4	13	27
	浜寺公園～北助松	3.1		21
	羽衣～伽羅橋	1.0		

## I. 地球温暖化問題への取り組み

阪急 京都線 千里線 京都線	南方～上新庄	3.3	6	37
	天神橋筋六丁目～吹田	3.8	11	
	東向日～桂	2.0	3	27
阪神 本線 本線	住吉～芦屋	4.0	11	27
	甲子園～武庫川	1.87	6	30
山陽 本線	山陽明石～林崎松江海岸	1.9	9	24
大阪外環状 おおさか東線	JR 俊徳道～新加美	4.6	17	21
JR 西 山陽線 関西線	姫路駅付近	6.63	7	22
	奈良駅付近	3.5	6	22

## 2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

## (1) 公共交通機関の利用促進

深刻化する都市の交通渋滞を緩和し、交通環境負荷を低減する等交通分野における諸問題を解決するため、マイカーから鉄道、バス等の公共交通機関への利用転換を促進するための取り組みを推進する。

## ① 地域の公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方に基づく国民生活の質の向上を図るため、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取組に対する総合的な支援を実施する。

## 1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRT（次世代型路面電車システム）やBRT（高次機能バスシステム）の導入やバスの定時性・速達性の向上、乗継ぎの改善等、地域公共交通のあらゆる課題に対して、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組に対して地域公共交通活性化・再生総合事業等により総合的に支援する。

なお、近畿運輸局管内では、本年3月末までに35地域において地域公共交通総合連携計画が策定されている。

I. 地球温暖化問題への取り組み



2) 公共交通活性化総合プログラムの策定

地域交通について専門的知見を有する地方運輸局が主体となって地域住民、NPO、交通事業者、地方自治体など関係者間でコンセンサスづくりを行い、その具体化、実現を図る「公共交通活性化総合プログラム」の策定を推進する。

3) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業及び公共交通移動円滑化対策事業の推進

バスの利便性を向上させて、その利用を促進し、家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、都市における自動車交通の安全性の向上を促進する。

- ア. P T P S（公共車両優先システム）用光学式車載機の導入
- イ. ICカードシステムの導入
- ウ. バスロケーションシステムの整備
- エ. バス施設等・システム整備等
- オ. ノンステップバス導入

② 国土交通省環境行動計画モデル事業（ESTモデル事業）の支援

自家用自動車から公共交通機関への利用転換を推進するため、環境の切り口から意欲ある者の取り組みに対して、関係省庁と連携を図りつつ、一定の地域において、集中的かつ効果的な支援を行い、かつ、その効果を検証するモデル事業「国土交通省環境行動計画モデル事業（ESTモデル事業等）」を実施してきた。平成21年度は、ESTモデル事業について2自治体が設置した協議会に参画するとともに、EST普及推進地域についても事業推進を図る。

（※EST：環境に配慮した持続可能な交通体系）

I. 地球温暖化問題への取り組み

＜ESTモデル事業（平成21年度継続分）＞

- ・和泉市：和泉市における市民、事業所、学校、行政団体等が協働する環境負荷の少ない交通マネジメント推進事業
- ・神戸市：神戸市の都心周辺部におけるMM（モビリティ・マネジメント）を中心とした持続可能な交通体系の確立

③ 低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進

環境省と連携して、公募により選定されたモデル地域において、公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用等の面的な対策について、CO<sub>2</sub>削減シミュレーションを通じ、実効性の高いCO<sub>2</sub>削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画の策定を支援する。



④ バリアフリー施策の推進

平成18年12月20日に施行されたバリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進める。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進する。

なお、鉄軌道駅については、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金等により、エレベータの設置等によるバリアフリー化を推進する。また、バリアフリー新法に基づく基本方針に定められている整備目標年の平成22年までに、順次、鉄道事業者との調整、ならびに関係自治体との連携を図りながら整備を促進していく。

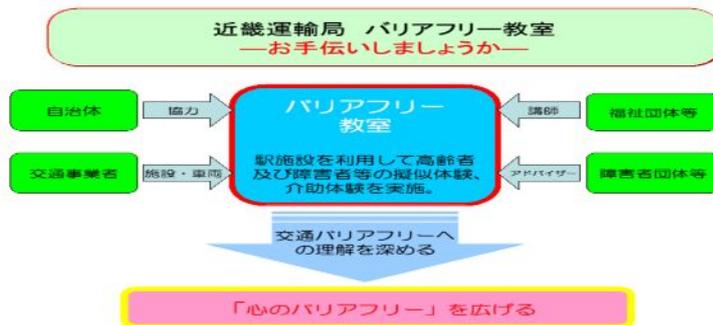
I. 地球温暖化問題への取り組み

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを進める。

3) バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の擬似体験、介助体験等を通じて、お年寄りやお身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿全府県でバリアフリー教室を開催する。



4) 交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰

バリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励するため、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長によるバリアフリー化推進功労者表彰を行う。

(2) モビリティ・マネジメントの推進

① モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっている。今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、『関西モビリティ・マネジメント研究会』を通じ、自治体、NPO等からの取組事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう積極的な支援を行う。

**モビリティ・マネジメント(MM)**

**モビリティ・マネジメント(MM)とは、**一人一人のモビリティ(移動)が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを期待する取組のことで、情報提供などのコミュニケーションを中心とした手法を活用します。  
 例えば、ある地域において、過度の自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを利用する方向に自発的に変化させるようコミュニケーションを中心に人々に働きかけを行う交通施策のことをいいます。

通勤MM

住民(転入者を含む)MM

学校教育MM

<施策の効果>

→ 利用転換 →

環境改善  
  道路混雑緩和  
  地域活性化  
  健康増進  
  安全確保

→環境や健康にやさしい、賑わいのある公共交通中心の社会の形成

モビリティ・マネジメントの代表的なコミュニケーション施策として、TFP(トラベル・フィードバック・プログラム)と呼ばれる施策が挙げられます。複数回の個別的なやり取りを通じて、対象者に交通行動の自発的な変容を期待する施策です。

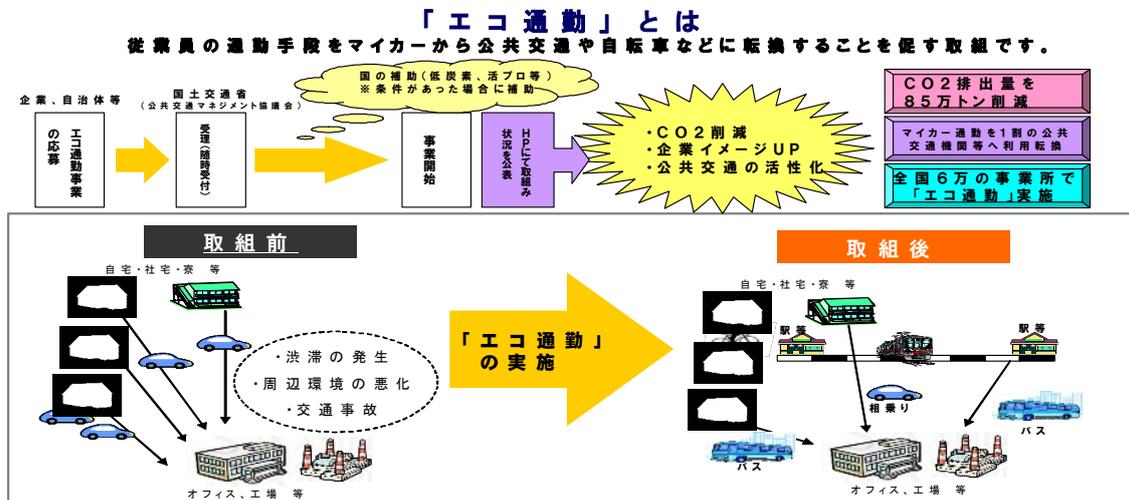
	フルセットTFP	簡易TFP	ワンショットTFP
第1ステップ	事前調査	事前調査	
第2ステップ	コミュニケーションアンケート調査	コミュニケーションアンケート調査	コミュニケーションアンケート調査
第3ステップ	事後調査		
第4ステップ	行動内容をフィードバック		

I. 地球温暖化問題への取り組み

② エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）

『エコ通勤』促進行動計画（平成 19 年 11 月 20 日、公共交通利用推進等マネジメント協議会）に基づき、エコ通勤の施策展開が出来るよう自治体及び事業所への積極的な支援を行う。

モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の推進



(3) モーダルシフト、物流の効率化等

物流分野における環境負荷を低減させるため、以下の施策を推進する。

① グリーン物流パートナーシップ推進事業の促進

平成 18 年度よりスタートしたグリーン物流パートナーシップ推進事業（普及事業）について、引き続き「関西グリーン物流パートナーシップ会議」等を通して、普及促進に取り組む。

また、荷主企業やトラック事業者に対し、機会ある毎に鉄道やフェリー・RORO船利用の環境面での優位性をPRし、鉄道・海上輸送への転換を推進する。

グリーン物流パートナーシップ会議



- 運輸部門は、日本のCO2排出量全体の約20%を占めており、日本全体のCO2排出量削減を進めるためには、**運輸部門、ひいては物流部門における削減が必要不可欠。**
- 物流部門におけるCO2排出量削減プロジェクトを実現するには、荷主、物流事業者単独によるものだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い、**連携・協働すること(パートナーシップ)が必要。**

**グリーン物流パートナーシップ会議**（世話人：一橋大学 杉山学長）平成17年4月設立

主催：JLIS・日本物流団体連合会・経済産業省・国土交通省 協力：日本経済団体連合会 約2900の企業・団体等が会員登録（H20.10現在）

**会員** 物流事業者・荷主企業・各業界団体・シンクタンク・研究機関・地方支分部局・地方自治体・個人 等

**政策企画委員会**

- グリーン物流パートナーシップ会議全体のマネジメント
- 企業啓発や広報戦略等に関する政策的な観点からの企画・立案

**事業推進委員会**

- ソフト支援事業・普及事業の選定(推進決定)、表彰案件の選定
- 推進決定事業のフォローアップを通じた政策提言

※平成20年秋より組織改編

グリーン物流パートナーシップ会議の活動内容

■荷主・物流事業者の協働によるCO2排出削減プロジェクトへの支援

- ソフト支援事業【調査事業】（委託・省エネC）  
◎F S調査等のプロジェクトの創成を支援
- 普及事業【設備導入補助】（補助率1/3・NEDO）  
◎CO2排出削減を実証的に行う事業を支援

支援



■CO2排出量算定方法の標準化

- ・「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン」を作成。

■グリーン物流の普及拡大に向けた広報・企画等

- ・シンボルマーク・ロゴマークの作成。
- ・優良事業への大臣表彰制度を創設。
- ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を開催、優良事例の紹介や優良事業者への表彰式を実施。

I. 地球温暖化問題への取り組み

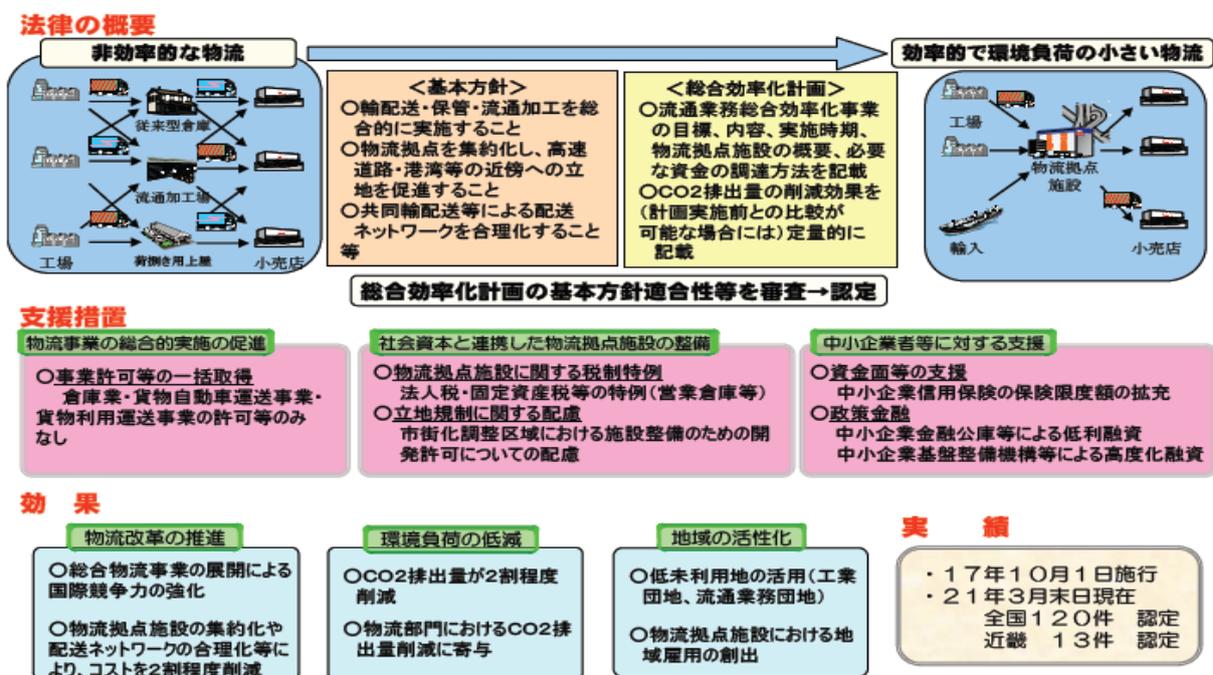
② グリーン物流セミナーの開催

鉄道及びフェリー・RORO船へのモーダルシフトを中心としたグリーン物流パートナーシップ推進事業の促進を図るため、本年度、大阪地方通運業連盟、(社)鉄道貨物協会、大阪市港湾局等関係者との共催により、グリーン物流セミナーを2回程度開催する。

③ 流通業務総合効率化事業の推進

本年度においても、関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築を目指し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき流通業務効率化計画の認定及び普及を図る。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の概要

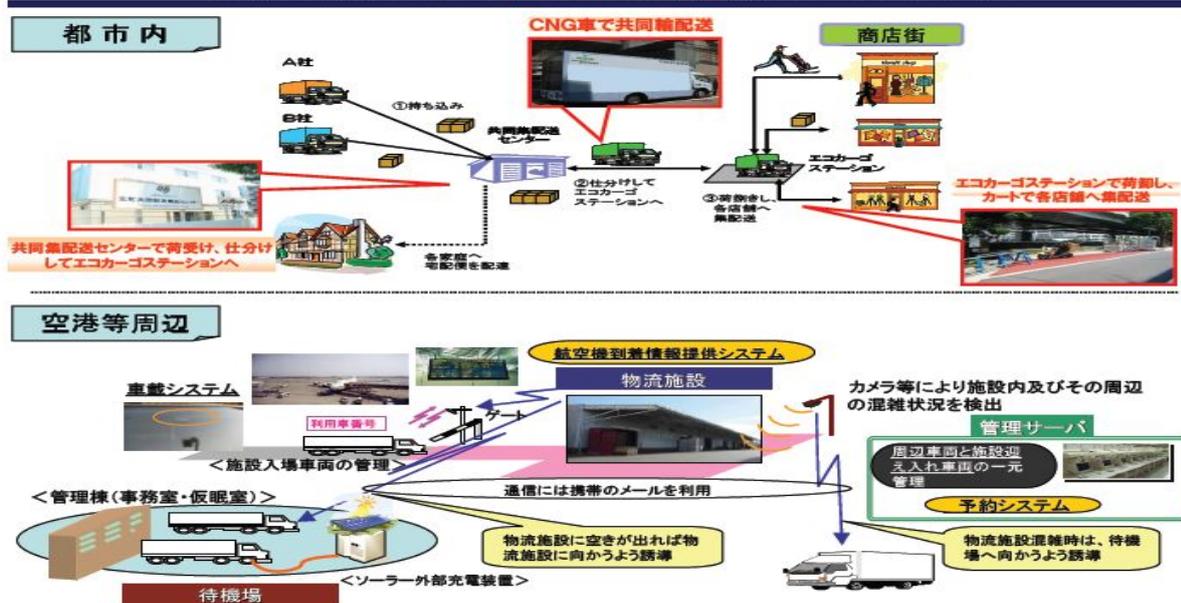


④ 多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進

本年度、空港、港湾等の物流拠点周辺や都市部など物流がふくそうした地域等において、物流事業者や荷主企業、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が輸送ルートの集約、輸配送の共同化、物流施設の混雑状況に関する情報提供、モーダルシフトの推進等、物流効率化対策を連携して講じる取り組みを支援する。

I. 地球温暖化問題への取り組み

多様な関係者の連携による物流効率化促進事業



⑤ 3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の促進及び人材育成の推進

本年度、近畿地域の荷主団体や物流事業者団体、学識経験者等からなる3PL推進ワーキンググループを立ち上げ、3PL事業に携わる関係者の円滑な連携と事業促進のための環境整備に向けた検討を開始する。また、3PL人材育成研修をはじめとする人材育成のための各事業について、関係者への周知、講師の派遣等を行う。

⑥ 物流効率化にかかる調査及び事業

「京都市中央卸売市場物流効率化連絡会」では、物流効率化の促進策として市場内の共同配送システム活用の推進を行っており、仲卸事業者に対して行ったヒアリングの結果、問題点を整理し、仲卸事業者だけでなく、顧客にもそのシステムの利用拡大について利用促進を図っていく。

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図る。

当面、平成22年度末までに運送事業者の10%に相当する事業者がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努める。



自動車運送関係事業者

< 具体的推進事項 >

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エコドライブの実施
- ・低公害車の導入
- ・自動車の点検・整備
- ・廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

海事関係事業者

< 具体的推進事項 >

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エネルギー効率の向上
- ・大気汚染物質の抑制のための取組み
- ・船舶及び施設等の整備・点検
- ・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

I. 地球温暖化問題への取り組み

② EMS（エコドライブ管理システム）の普及・支援

今年度も導入促進に向けて、EMSの環境改善・事故防止等への効果について説明会等を開催し広報活動を行う。



③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる事業場等を表彰し公表する「環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度」が、より一層多くの事業場等に拡大されるよう推進を図る。

④ 優良自動車運送事業者に対する顕彰

平成13年5月に創設した優良自動車運送事業者表彰制度に基づき、低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図る。

⑤ 省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取組の推進

国内海上輸送の運航の効率化・高度化、又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取組について実証事業を行い、その普及を図る。

省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取組

1. 概要

国内海上輸送の運航の効率化・高度化、又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取組について実証事業を行い、その普及を図る。

2. 事業内容の概要

- ◎ 国の行う実証事業
- ◎ 造船所での改造・特別な改修等の先導的な取組、輸送サービスの向上・ビジネスモデルの転換等の活性化に資する取組を推進



○効率化の実証（運航費削減等）、活性化の実証（輸送サービスの向上等）

設備の例  
(共有建造以外を中心)

- 燃焼効率向上装置、助燃剤
- プロペラ前部放射状型取付翼
- 陸上電源供給設備
- 主機排熱の船内発電への利用等



・燃焼効率向上装置  
燃料油中に直接プラズマ放電を起こし、燃焼効率を高め、燃料費を節減



・プロペラ前部放射状型取付翼  
プロペラに入る流れを整えてプロペラ効率の向上、振動防止を実現し、推進力を向上

輸送サービス向上等の例

- OETCやICカード化、予約・運賃システムの高度化
- シャーシや特殊冷凍設備の導入による無人トラック航走へのビジネスモデル転換
- 港湾と海上のIT化、RFID導入による貨物の随時追跡や入港・荷役時間の短縮化
- 施設の共同利用、共同運航による効率化
- 気密性の高いコンテナ等、性能の高いコンテナ導入による陸送から海運へのシフト推進
- 高速道路料金引き下げの影響の特に大きい航路で、内航・フェリーに利用をシフトさせるための運賃・料金のあり方の検証

I. 地球温暖化問題への取り組み

⑥ スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しく経済的な船舶（スーパーエコシップ(SES)）の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

⑦ 船舶版アイドリングストップの推進

大型フェリーやRORO船が停泊中に必要な電力を、自家発電から陸上からの電力供給への転換を推進する。

⑧ 環境対策支援セミナーの開催

物流事業者を対象に、環境対策支援セミナーを開催し、温室効果ガスの削減につながるよう、省エネ対策の推進を図る。

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行う。

(6) 総合学習等による啓発活動の推進

① 総合学習講座及び出前講座

1) 近畿運輸局の取組

別表のテーマで、小・中学校の総合学習を支援する取組を進める。

また、観光、物流、環境、交通バリアフリー、鉄道、自動車、海運などのテーマで小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座の取り組みを進める。



(総合学習)

	No.	講義名	講義時間	対象者	人数
組織	1	運輸局ってなに？ なにしてるん？ (こんなんしてますよ～)	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
観光	2	私たちの旅行	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
物流	3	物流ってなに？	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	4	倉庫の種類と果たす役割	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	5	港でのいろいろな作業	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
環境	6	わたしたちができる地球温暖化対策	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
バリアフリー	7	交通バリアフリーってなに？ (心のバリアフリーもあるよ)	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
鉄道	8	鉄道の日のおはなしと近畿の駅紹介	1 時限	小学生	1 クラス
	9	走れ！トレイン トレイン 鉄道のしくみと安全	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	10	踏切道での安全について	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
自動車	11	バスに乗ろう ～人と環境にやさしいバス交通～	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	12	低公害トラックってなに？	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	13	排気ガス実験 ～環境にやさしい低公害自動車～	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
海運	14	船が出来るまで	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	15	船舶の航行の安全を守る	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	16	よし！ 船員になろう 海運と船員の仕事	1 時限	小学生 中学生	1 クラス

## I. 地球温暖化問題への取り組み

(施設見学)

	No.	講 義 名	講義時間	対象者	人数
鉄道	1	鉄道の検査状況、検査施設の見学	1時限	小学生 中学生	1クラス
自動車	2	自動車の点検・整備と自動車検査等について	1時限	小学生 中学生	1クラス
海運	3	大型フェリーってどんなん?	1時限	小学生 中学生	1クラス

## 2) 神戸運輸監理部の取組

別表のテーマで、小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座・施設見学の取組を進める。また、海運や造船、船員といった海事産業を理解して頂くことを目的とした海事副教材のリニューアルとあわせて、取り組みをさらに発展させていく。

(出前講座)

	No.	講 座 名	対象者
総合	1	ものをはこぶ・ひとはこぶ	小学生
海運	2	船ができるまで	小学生
	3	船員さんの仕事	小学生
	4	船乗り“とんとん”と海の安全と環境を守る仲間たち	小学生
	5	内航海運の役割と船員になるには	中学生
自動車	6	自動車のはなし	小学生 中学生
	7	不正改造の防止について ～不適切な改造を施した自動車は、社会の迷惑となっています～	高校生
バリアフリー	8	公共交通機関のバリアフリー化について	小・中・高校生 大学生・一般市民
環境	9	地球温暖化問題への対応について	
物流	10	神戸港の役割について	
	11	営業倉庫の種類と役割	

(施設見学)

兵庫県内の見学可能な運輸関連施設(22施設)について、その概要を紹介し、コンテナターミナルや造船所などの施設でいろいろな体験ができる「施設見学」の活用を呼びかける。

## ② 海の交通エコロジー教室

青少年を対象に海の交通が社会に果たしている役割やエコロジー面ではモーダルシフトが進められていること等への理解を深めるための教室を行う。

## ③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行う。

## エコドライブ10のすすめ

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 ふんわりアクセル「eスタート」 | 6 暖機運転は適切に         |
| 2 加減速の少ない運転       | 7 道路交通情報の活用        |
| 3 早めのアクセルオフ       | 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4 エアコンの使用を控えめに    | 9 不要な荷物は積まずに走行     |
| 5 アイドリングストップ      | 10 駐車場所に注意         |

### 3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

#### (1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO<sub>2</sub>削減に向け、平成18年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取組について、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられている。

今後は、特定輸送事業者及び特定荷主の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有させることにより省エネ措置の確実な実施を図っていく。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められている。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図る。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施する。

1. 次世代自動車の導入促進

(1) 低公害車普及促進対策費補助制度等による導入促進

- ・「近畿エコ・トラック推進協議会」の活動を中心に、低公害車の普及活動を行う。
- ・新規事業者指導講習会等において、低公害車普及促進対策費補助制度の周知を図り、低公害車の導入促進につなげる。
- ・CNG車普及促進モデル事業実施地域として指定を受けている平成17年度の西宮市、平成18年度の関空・りんくう地域、平成19年度の尼崎市及び平成20年度の八尾市において、補助制度を活用したCNG車の普及促進を図る。
- ・次世代自動車導入加速モデル事業（平成21年度よりCNG車、ハイブリッド車、電気自動車に拡大）実施地域をさらに拡大する。

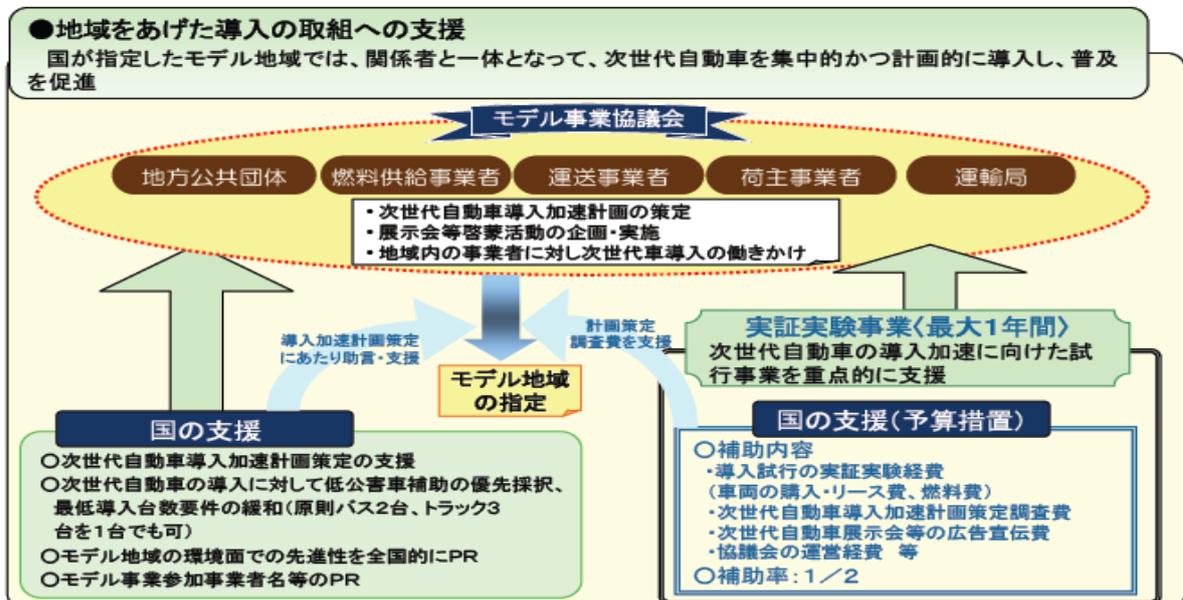
モデル事業実施地域の平成21年度CNG車導入目標

西宮市	尼崎市	八尾市
15台	44台	10台

※ 関空・りんくう地域については、平成20年度で終了している。

次世代自動車導入加速モデル事業

環境対策に関心の高い地域をモデル地域として指定することにより、運送事業者等による次世代自動車の実証実験事業を支援し、また低公害車補助の優先採択等、次世代自動車の更なる導入を促進する。  
(CNG車のモデル事業→次世代自動車(CNG、ハイブリッド、電気自動車)に拡大)



## Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

近畿管内事業用CNGトラック・バスの保有台数（各年度末現在） 単位：台

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
トラック	2,087	2,435	2,824	3,180	3,384
バス	210	241	266	281	290

注) トラックには特種車を含む

## (2) CNGスタンドの設置及び利用促進

- ・近畿エコ・トラック推進協議会及び関係自治体等と連携し、既存のCNGスタンドの利用促進を図る。
- ・西宮市（17年度指定）、関西国際空港・りんくう地域（18年度指定）、尼崎市（19年度指定）及び八尾市（20年度指定）を始めとして、CNGスタンドの整備及びサービス向上策を各地区協議会で検討する。

近畿管内CNGスタンドの設置状況 (平成21年3月現在)

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	奈良県	計
2	8	35	14	2	2	63

## (3) 普及啓発活動の推進

近畿エコ・トラック推進協議会の活動予定  
(継続事業)

- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発ツールの作成
- ・近畿エコ・トラック推進協議会ホームページの更新・充実
- ・荷主団体等に向けた低公害車普及促進に関する出前講座の実施
- ・低公害車PRコーナーの常設

## 近畿エコ・トラック推進協議会

設置：平成10年8月

目的：

低公害トラックの導入・共同輸配送の促進等による環境にやさしいトラック事業の構築

構成：

近畿運輸局、近畿2府4県と4政令都市、各府県トラック協会

## 2. 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NOx・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画書及び同実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNOx・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化する。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用する。

## 自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NOx・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NOx・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の改正（平成20年1月1日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」）は、NO<sub>x</sub>やPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものである。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO<sub>x</sub>及びPMの排出総量の削減に取り組んできた。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO<sub>x</sub>及びPMによる大気環境は改善傾向にある。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に入流する自動車からの影響も指摘されている。そのため、自動車NO<sub>x</sub>・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとした。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

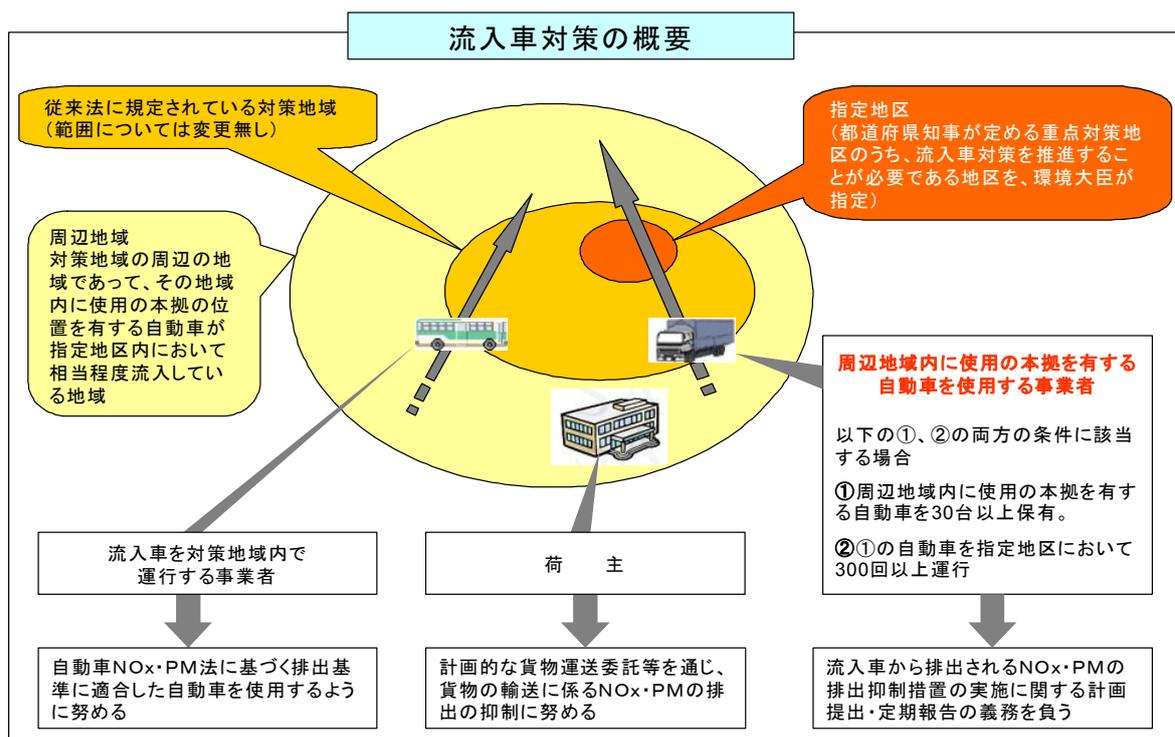
都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。



## Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

## 3. ディーゼル車の点検の実施等

## (1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

(重点実施期間：6月及び10月)

平成21年度においても6月と10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを全国展開し、街頭検査の実施及び迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進するとともに、最新の排ガス規制に適応した排ガステスター（オパシメーター）を使用し、目に見えない浮遊粒子状物質（PM）についての検査も実施する。



## (2) 市民黒煙モニター制度の活用

近畿運輸局と地方自治体が連携して設置したモニター制度（大阪府は平成14年6月、兵庫県は平成13年6月設置）に基づき、黒煙を著しく排出しているとして通報された自動車使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに改善状況の確認を実施する。

近年のディーゼル排出ガス規制の強化により黒煙を排出する車が減少したことから、モニターからの通報件数も減少傾向にある。しかしながら、他府県からのNO<sub>x</sub>・PM法不適合車の流入が増加しているため、21年度においても、新たにモニターを募集し、悪質ユーザーの指導、迷惑黒煙の改善に取り組む。

## 4. 街頭検査の実施

自動車社会の秩序維持と安全確保、環境の保全のため、定期的に街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除を目指す。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置き、積極的に取り組むこととする。



## 5. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解した。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立した。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO<sub>x</sub>・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施する。

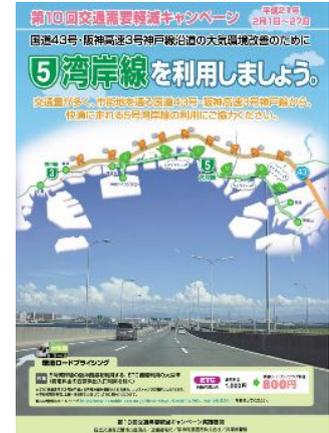
## II. 大気汚染問題への取り組み

## (1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施

近年、国道43号尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているが、更なる環境改善に向け、今年度においても、関係行政機関と協力の下「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」として毎月2回の街頭検査を計画し、積極的に取り組んでいく。

## (2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していく。



## (3) 幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組み

兵庫県等の協力を得て、阪神地区の幹線沿道の環境改善を図るため、行政が従来から行っている環境対策として、トラック事業者に対する低公害車導入促進対策とともに自営転換を実施する。

また、商工会議所における環境行動計画に基づくガソリン・軽油などのエネルギー消費の効率化への取り組みを連携させ、地域が一体となった取り組みとしての共同輸配送の実証実験を行う。

## 6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性物質等の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する適正な検査を実施する。

海洋汚染等防止法に基づく船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として、機関の維持管理状況を確認する。また、オゾン層破壊物質を含む設備の新規使用を禁止するため、定期的検査時に立入検査を行う。

### Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生の抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組むこととする。

#### 1. 自動車リサイクルの円滑な推進

##### (1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にする。

##### 自動車リサイクル法

(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

##### 概要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

##### 道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

##### 概要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行う。

##### (2) 自動車整備事業者における対応

###### ① 自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

自動車リサイクル部品情報の充実、リサイクル部品の安全評価・粗悪部品の排除を目的とした「自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」の関係者への周知を図る。

また、「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」の活動等を通じ、引き続きリサイクル部品の利用促進を図る。

なお、自動車リサイクル法に伴う自動車リサイクルを適正かつ円滑に実施するため、自動車整備事業者に課された役割の着実な履行とリサイクル部品の利用促進を指導する。

## Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

## 自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年3月公表）

## 概要

自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際の注意事項、リサイクル部品の品質確保のための確認事項、自動車ユーザーへの対応事項についてとりまとめたもの。

- ・リサイクル部品発注時、部品供給事業者への正確な情報（自動車検査証及びコーション記載事項等）の伝達
- ・リビルト（再生）部品使用時、部品供給事業者のリビルト作業内容の確認（部品の分解、修理、検査等）
- ・リユース（再利用）部品利用時の最低限実施すべき点検項目の確認
- ・リビルト部品及びリユース部品の保証期間、保証内容の確認
- ・自動車整備事業者等が自動車ユーザーへ果たす役割

## ② 自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導

自動車整備事業者に対し、引取業者及びフロン類回収業者として登録の上、自動車リサイクル法に基づき適正処理を実施するよう指導していく。

## フロン回収破壊法

（「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」）

平成13年6月公布、自動車のフロン類の回収・破壊については同14年10月1日から施行）

## 概要

- ・自動車に搭載されているエアコンディショナー（第2種特定製品）の引取り及びフロンの回収を業として行おうとする者は、知事の登録が必要
- ・第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者等は、自動車フロン類管理書の保存が必要
- ・自動車を運行の用に供する者は、フロン類の回収・破壊等に伴う費用を負担

## 2. FRP船リサイクル



## ① FRP船リサイクルの推進

平成17年度から開始したリサイクルシステムも対象地域を段階的に拡大し、平成20年度本格的な全国運用が開始された。関西地区においても、関西地区廃船処理協議会等において地域の沈廃船処理に関する意見交換を図り、一般ユーザーに対する本システムの周知広報活動の充実による利用促進と自治体による廃船処理でのシステム活用を促進する。

## IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされている。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組むこととする。

### 1. 海洋汚染問題への取り組み

#### ① 外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船はじめ、事故を惹起する蓋然性の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行う。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図る。

実施目標隻数：780隻（近畿運輸局 500隻 神戸運輸監理部 280隻）

#### ② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の検査を実施する。

#### ③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導する。

#### ④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う、「油濁防止管理者」を養成する講習を実施する。

#### ⑤ 入港外航船舶へのP I保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I保険の加入が義務づけられている。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図る。

実施目標隻数：780隻（近畿運輸局 500隻 神戸運輸監理部 280隻）

## 2. プレジャーボート関係環境対策

プレジャーボート等による騒音問題等に対応するため、近畿地区の自治体、マリン関係団体等が参加する関西舟艇利用振興対策連絡会議において関係者と意見・情報交換を行うと共に、引き続き関係機関と必要な対応の検討を進める。また、水上バイク等のユーザーに対しては、水上バイクの安全利用等を推進する団体と連携し、水域利用に関するルール・マナー啓発活動を実施していく。併せて、「海の駅」等においても引き続き地域の水域利用環境等の問題に対して啓発活動を行っていく。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06 (6949) 6466

FAX 06 (6949) 6169

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078 (321) 3144

FAX 078 (321) 3474

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kobe/>